様式第１５（第３５条関係）

様式第十五及び様式第十六を次のように改める。

表

＿年＿月＿日発行第＿＿号（＿年＿月＿日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第５２条第１項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）

裏

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法抜粋

第五十二条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　（略）

３　（略）

４　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

６　（略）

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　（略）

四　第五十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。